

教育委員会 規則番号	教育委員会規則名	公布年月日
教育委員会 規則第8号	さいたま市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則	令和6年8月23日
教育委員会 規則第9号	さいたま市立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則	令和6年8月23日
教育委員会 規則第10号	さいたま市立高等学校通則の一部を改正する規則	令和6年8月23日
教育委員会 規則第11号	さいたま市立中等教育学校管理規則の一部を改正する規則	令和6年8月23日

さいたま市教育委員会規則第8号

さいたま市教育委員会さいたま市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則

さいたま市教育委員会さいたま市立小・中学校管理規則（平成13年さいたま市教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第3条 学校における休業日は、次のとおりとする。 (1)～(9) [略] 2 校長は、前項第6号、第7号又は第9号の規定により休業日を定めるときは、あらかじめ委員会と協議しなければならない。 3 [略] <u>(1)</u> 特定の期間に授業を行うことにより、効果的な教育を実施することができるとき。 <u>(2)</u> <u>前号</u> に掲げるもののほか、特に必要があるとき。	第3条 学校における休業日は、次のとおりとする。 (1)～(9) [略] 2 校長は、前項第6号、第7号又は第9号の規定により休業日を定めるときは、あらかじめ委員会と協議し、 <u>休業日を除く日(以下「授業日」という。)</u> が、 <u>原則として205日以上になるように定めなければならない。</u> 3 [略] <u>(1)</u> <u>前項の規定により、授業日を確保するために必要があるとき。</u> <u>(2)</u> 特定の期間に授業を行うことにより、効果的な教育を実施することができるとき。 <u>(3)</u> <u>前2号</u> に掲げるもののほか、特に必要があるとき。

別記様式を次のように改める。

別記様式(第9条関係)

第 号	さいたま市立	年 月 日	右の者は 学校の課程を卒業したことを証する	年 月 日生 氏 名	校 印	卒 業 証 書
	学校長					
	印					

附 則

(施行期日)

- 1 この規則中第3条の改正は令和7年4月1日から、別記様式の改正は公布の日から施行する。

さいたま市教育委員会規則第9号

さいたま市立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則

さいたま市立特別支援学校管理規則（平成13年さいたま市教育委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

別記様式を次のように改める。

別記様式(第4条関係)

第 号	さいたま市立 特別支援学校長	印	年 月 日	右の者は 部の課程を卒業したことを証する	年 月 日生	氏 名	校 印	卒業証書
--------	-------------------	---	-------------	-------------------------	--------------	--------	--------	------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

さいたま市教育委員会規則第10号

さいたま市立高等学校通則の一部を改正する規則

さいたま市立高等学校通則（平成13年さいたま市教育委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

様式第1号を次のように改める。

第
号

校
印

卒
業
証
書

右の者は高等学校 科の課程を卒業したことを証する

年
月
日

さいたま市立 高等学校長

印

年
月
日生
氏
名

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

さいたま市教育委員会規則第 1 1 号

さいたま市立中等教育学校管理規則の一部を改正する規則

さいたま市立中等教育学校管理規則（平成 3 1 年さいたま市教育委員会規則第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号を次のように改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。